

第5回南海トラフ地震対応強化策検討委員会 議事要旨

1. 日 時 : 平成 30 年 1 1 月 2 0 日 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
2. 出席委員 : 河田委員長、明知委員、紅谷委員、矢守委員、吉田委員
3. 議 題 : (1) 度重なる災害を通じて指摘されている事項について
(2) 自助共助の推進について
4. 議事概要 : 事務局から議題の説明後、各委員にご議論いただいた。
委員からの主な意見は以下のとおり

【度重なる災害を通じて指摘されている事項について】

- 災害情報や鉄道情報を集約・整理し、適切に発信するなど、情報のマネジメントが必要である。
- 府からのリエゾンは、いざという時に、どこに、どのような情報を府の災対本部に送るかなど、訓練などでしっかり理解を深めておくことが重要である。
- 市町村の受援計画策定支援は重要。また、あらかじめ府内の市町村をグルーピングし、対口支援できるようペアリングしておくことも有効である。
- 災害救助法の事務について、実費弁償の範囲や請求手続きなどを府と市町村との間で事前の取り決めや今回の対応の振り返りが必要である。
- 南海トラフ地震のような広域的な地震では、家屋被害への支援を公的資金でまかなうには限界があるため、共済制度など共助による取組みも検討すべきである。
- 避難所に行かない在宅被災者が多くいたことから、避難所運営を中心とした被災者支援から、避難所を核として地域全体を支援する被災者支援に視野を広げる必要がある。
- 訪日外国人へ適切な情報提供を行うのと同様に、障がい者の方への情報提供方法についても検討しておくべきである。
- 訪日外国人向けの一時的待機施設の設置について、北海道胆振東部地震の際の札幌市の事例を参照し、設置基準や要綱を整備すべきである。

【自助共助の推進について】

- 自助・共助の意識の醸成には「自助・共助が推進されなかった際のデメリットを示すこと」と「自助・共助を上手く引き出す公助（施策）を推進すること」が必要である。
- 絶対安全な場所へ絶対安全な余裕をもって逃げるこれまでの訓練ではなく、自宅の2階への避難など切迫した状況で身を守る術を訓練していく必要がある。
- サラリーマン世代は防災に触れる機会が少ないので、職場での防災訓練の実施を促し、意識を高めてもらうべきである。880万人訓練と組み合わせるなど、無理のない形で継続を図ることが必要である。
- 自主防災組織の活動については法的根拠がないため、消防団に活動を委ねるのも有効である。
- 避難行動要支援者の支援は、誰が誰を助けるなど具体的に決めておくことが有効である。

- 災害ボランティアセンターの運営については、社会福祉協議会が担う流れがあるが、社会福祉協議会の職員は要配慮者への支援など本来業務ができるような体制にすべきである。ボランティアセンターの運営を災害時は民間に委託するなど、在り方については十分な検討が必要である。
- 南海トラフ地震の場合は府外からのボランティアは期待できないため、ボランティアを待つのではなく、被災地の中からも、例えば高校や大学の学生などにボランティアとして参画してもらうことが必要である。
- 防災に特效薬はないため、様々な取組みを積み重ねることが必要である。
- 自助・共助の推進については、各論の前に大きな枠組み、長期的、戦略的にどう進めていくか、大阪版の自助・共助のビジョンが見えるようなものが必要で、防災文化として根付かせることが必要である。学校での防災教育を導入する等、大阪の防災を担う人材を育成していくことが大切である。
- 避難行動要支援者への支援に係る担い手確保のためにも、防災教育に力を入れる必要がある。防災教育を通して、自分たちの地域は自分たちで守る意識の醸成が必要である。
- 条例の制定を検討する際は、高齢化の進展や自治体職員の減少といった現実を共通認識とし、「もしもの時もみんなで助け合う」ことを確認するような方向性のものにするべきである。

5. 次回は12月20日の開催を予定